

平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第34号

平成25年兵庫県立大学工学部規程第5号

兵庫県立大学工学研究科長補佐兼工学部長補佐に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学部長等補佐に関する規程（平成25年兵庫県立大学規程第19号）第5条の規定に基づき工学研究科長補佐兼工学部長補佐について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 工学研究科長補佐兼工学部長補佐は、工学研究科長兼工学部長を補佐し、工学研究科及び工学部の課題の処理にあたる。

(任命及び任期)

第3条 工学研究科長補佐兼工学部長補佐は、工学研究科長が任命し、その任期は当該工学研究科長の任期とする。

(規程の改正)

第4条 この規程は、工学研究科教授会及び工学部教授会の意見を聴いた上で工学研究科長及び工学部長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月18日一部改正）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。